

紛争解決センターの費用

1 申立手数料

11,000円 (消費税込)

ただし、東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、支払った相談料相当額を減額します。

2 期日手数料

申立人 5,500円 (消費税込)

相手方 5,500円 (消費税込)

あっせん・仲裁日ごとに納めていただきます。

3 成立手数料

あっせんにより和解が成立した場合または仲裁判断がなされた場合、解決額に応じて一定の金額を納めていただきます(詳しくは下記の表を参照してください)。ただし、事案の内容により増額、または減額される場合があります。申立人と相手方の負担割合は、当事者の話し合いまたは仲裁人の決定により定められます。

※医療ADR・金融ADR・学校問題ADRのご案内は別途リーフレットをご覧ください。

解決額 (P)	成立手数料 (消費税込)
～300万円	P×8.8%
300万円～1500万円	26.4万円+(P-300万円)×3.3%
1500万円～3000万円	66万円+(P-1500万円)×2.2%
3000万円～5000万円	99万円+(P-3000万円)×1.1%
5000万円～1億円	121万円+(P-5000万円)×0.77%

成立手数料早見表 (標準額)

解決額	成立手数料 (消費税込)	解決額	成立手数料 (消費税込)
10万円	8,800円	500万円	330,000円
20万円	17,600円	1,000万円	495,000円
30万円	26,400円	1,500万円	660,000円
50万円	44,000円	3,000万円	990,000円
100万円	88,000円	5,000万円	1,210,000円
150万円	132,000円	1億円	1,595,000円
300万円	264,000円	2億円	2,145,000円

紛争解決の申立て・ご相談は



地下鉄/霞ヶ関駅から
(丸ノ内線・日比谷線・千代田線)

- ① B1-b 出口より直通
- ② A1 出口より徒歩2分
- ③ C1 出口より徒歩3分

地下鉄/桜田門駅から
(有楽町線)

- ④ 5番出口より徒歩5分

地下鉄/日比谷駅から
(三田線)

- 日比谷公園を通り徒歩8分

JR/有楽町駅から
(山手線、京浜東北線)

- 日比谷口よりお堀沿い徒歩10分

受付時間: 9:30～12:00 / 13:00～16:00



紛争解決センターのご案内は

TEL 03-3581-0031

東京弁護士会ホームページ

<http://www.toben.or.jp/>

申立書の書式もご覧になれます

第三者を間に入れてもめごとを解決したい
公平な第三者の迅速な判断がほしい

紛争解決センター

紛争を「解決」へと導く、羅針盤。



早く・秘密厳守できめ細かく解決します。

お問い合わせは

東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

TEL 03-3581-0031 (直通)

<http://www.toben.or.jp/>

手続きの流れ

納得のいく「解決」へと導きます。



Q どんな時?

A 借地借家のトラブル、隣近所のもめごと、売買・請負に関する紛争、家族や親族間のもめごと、解雇をめぐるトラブル、各種の損害賠償など身近に起きる様々な紛争から企業間のトラブルまで殆どの紛争の解決にご利用いただけます。

Q 申込方法は?

A 東京弁護士会の6階にある窓口にあっせん・仲裁申立書を提出してください。弁護士を依頼して申し立てることもできます。オンラインADRの申立でもできます。

Q 相手方が来ない場合は?

A センターから相手方に、あっせん・仲裁期日に出席するように働きかけますが、どうしても出席しない場合は、手続は進められませんので終了します。ただし、申立前に仲裁合意ができていた場合は、相手方欠席でも仲裁手続は進められます。

Q 何をしてくれるの?

A 経験7年以上の弁護士(あっせん人、仲裁人)が、申立人・相手方から双方の言い分をよく聞いた上で、話し合いでもめ事を解決できるよう和解のあっせんをしたり仲裁判断をして、できるだけ早くもめごとを解決します。また、あっせん人の他あっせん業務を補助する弁護士(あっせん人補)が期日に立会うことがあります。

Q あっせんと仲裁?

A 当事者が話し合いでもめごとを解決できるように和解を促進することをあっせんといいます。仲裁は仲裁人が当事者から言い分を聞いた上で、最終的に判断を下します。仲裁をするには当事者双方が仲裁人の判断に従うことを合意する必要があります。仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力をもち、執行決定を得れば、強制執行をすることもできます。なお、仲裁判断には不服申立はできません。